

広島県教育委員会規則第八号

広島県立中学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月二十二日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立中学校学則の一部を改正する規則

広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。